

農地の転用について

【1】豊中市の現状

豊中市では、都市化の進展に伴い農地が減少してきていますが、一部の地域でお米や軟弱野菜、花木等の農産物が生産されています。

また、市民の憩いの場として市民農園にも利用されています。

一方、市内全域が市街化区域という中で、今も農地の宅地化が進んでいるのが現状です。

【2】農地法とは

農地法は、耕作者保護の観点から効率的な農業上の土地利用を調整し、生産の増進を図ることを目的としています。

そして、農地を農地以外のものに転用する場合、農地法では、土地利用関係の調整を図るため、土地の所在する農業委員会へ届出をしなければならないこととなっております。

【3】対象

豊中市内全域の耕作の目的に供される土地を対象としています。

(土地の登記簿の地目欄が「田」、「畑」及び現に農地として利用されているものです。)

【4】届出

(1) 農地法第4条の届出

農地の所有者自らが、農地を農地以外のものに転用する場合の届出です。

(2) 農地法第5条の届出

農地を農地以外のものに転用するため、農地の売却等をする場合の届出です。

【5】その他

都市計画において、「生産緑地」の指定を受けている農地の場合については、農地法の手続きだけでなく、都市計画法上の制限もありますので、都市計画課又は農業委員会までご相談ください。

詳しくは、下記までご相談ください。

問い合わせ先

豊中市 農業委員会 事務局

第一庁舎 5階 TEL 06-6858-2492